

特別養護老人ホームとちの木荘

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護重要事項説明書

〈令和7年1月1日 現在〉

特別養護老人ホームとちの木荘に併設される当事業所は、ご利用者に対して、ユニット型短期入所生活介護サービスを提供いたしますので、事業所の概要や提供するサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明いたします。

1 事業主体の概要

本部	
法人名	社会福祉法人恩賜財団済生会
代表者職氏名	理事長 炭谷 茂
所在地	〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル21階
連絡先	電話 03-3454-3311 ファックス 03-3454-5576
設立年月日	明治44年5月30日 ※ 令和3年で創立110周年を迎えました。
支部	
法人名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会
代表者職氏名	支部長 小林 健二
所在地	〒321-0974 宇都宮市竹林町911-1 済生会宇都宮病院内
連絡先	電話 028-626-1500 ファックス 028-626-5640
設立年月日	昭和6年7月1日

2 事業所の概要

事業所（特別養護老人ホームとちの木荘）	
事業の種類	ユニット型指定短期入所生活介護 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
管理者職氏名	施設長 植田 稔
所在地	〒321-2116 宇都宮市徳次郎町2479-1
連絡先	電話 028-665-3276 ファックス 028-665-3277
指定事業所番号	栃木県 0970100699
設立年月日	昭和42年7月1日（現施設竣工年月日：平成25年2月10日）
入居定員	併設型利用定員：8名（1ユニット）／空床型：本体入居定員100名の空床分
事業内容	在宅の要支援者又は要介護者が、様々な理由で在宅介護ができない時に、短期間ご利用頂き、ご利用者の能力に応じ自立した在宅生活を営むことができるよう、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携を持って、お住まいの地域で暮らしていくため必要な支援を一緒に考え、ご利用者及びご家族の満足と、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
その他の施設及び居宅サービス	済生会高齢者ケアセンター内の事業所 ユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームとちの木荘」 指定特定施設生活介護事業所・軽費老人ホーム「ケアハウス公孫樹」 指定通所介護事業所「デイサービスセンター六本杉」 居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所なでしこ」 指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームとちの木荘」 指定訪問看護事業所「訪問看護ステーションほっと」サテライト

3 職員体制

職 種	配置基準	現 員	職 種	配置基準	現 員
施 設 長	1名	常勤兼務 1名	看 護 職 員	1名以上	常勤専従 6名
医 師	1名以上	非常勤兼務 3名			常勤兼務 1名
事 務 職 員	必要数	常勤専従 5名	管 理 栄 養 士	1名以上	非常勤専従 2名
		常勤専従 2名			常勤兼務 1名
生 活 相 談 員	1名以上	常勤専従 2名	機 能 訓 練 指 導 員	1名以上	非常勤専従 1名
		常勤兼務 3名			常勤兼務 1名
介 護 職 員	3名以上	常勤専従 4名	調 理 員	外部業者委託 (株シダックス)	非常勤専従 1名
		常勤兼務 1名			
		非常勤専従 1名			

4 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 形 態			
	早 番	日 勤	遅 番	夜 勤
施 設 長		8:30~17:30		
生 活 相 談 員		8:30~17:30		
介 護 職 員	①6:20~15:20	①8:00~17:00	①10:30~19:30	①21:20~翌 6:40
	②6:30~15:30	②8:30~17:30	②11:00~20:00	②21:30~翌 6:30
	③6:50~16:00	③9:00~18:00	③11:15~20:15	③21:50~翌 7:00
		④9:30~18:30	④11:30~20:30	
			⑤12:30~21:30	
			⑥12:40~21:40	
			⑦13:00~22:00	
看 護 職 員		①8:00~17:00		
		②8:30~17:30		
		③9:00~18:00		
管 理 栄 養 士		8:30~17:30		
介 護 支 援 専 門 員		8:30~17:30		
機 能 訓 練 指 導 員		8:30~17:30		

5 施設の主な設備

当事業所は、次の設備をご用意し、ユニット毎に生活支援をさせていただきます。

設 備	室数	備 考	設 備	室数	備 考
ユニット個室	100室	1F~3F	個人浴室	12室	各ユニット1ヶ所
短期入所室	8室	1F	機械浴室	1室	2F/ライン浴
共同生活室	12室	各ユニット1ヶ所	一般浴場	2室	1F/(男女)
談話コーナー	24ヶ所	各ユニット2ヶ所	家族控室	2室	2F/3F各1ヶ所
医務室	1室	1F	地域交流室	1室	1F
調理室	1室	1F	ボランティア室	2室	1F
トイレ	59ヶ所	内ショートステイ居室8ヶ所	事務室	1室	1F

*上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置の施設・設備を満たし、かつ、事業所独自のものも含まれています。

*ご利用者等からのユニット及び居室希望については、居室の空き状況等によりご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

6 施設運営の概要等

1) 運営の方針

当事業所におけるユニット型短期入所生活介護サービスは、次の運営理念に沿ってサービスを提供いたします。

《運営理念》

地域の中で、その人らしい暮らしができるよう、ご利用者ご家族に寄り添って支援をさせていただきます。

《基本方針》

- 1) お一人おひとりと信頼関係を築き、プライバシーを守ります。
- 2) 清潔な住まいを提供します。
- 3) 笑顔あふれる毎日を送れるように支援します。
- 4) 孤独感を感じさせず、生活感のある家庭的な雰囲気的空間作りを目指します。
- 5) ご入居者の立場に立って、暮らしと一緒に考える姿勢を持ちます。
- 6) お一人おひとりの価値観に添って、支援させていただきます。
- 7) 近所の「気軽に立ち寄れる場所」になってなじみの関係を築き、お互いの生活が潤いあるものにします。
- 8) 積極的にボランティアを受け入れて、地域の方々とのネットワークを大切にします。
- 9) 専門職としての自覚と責任をもって、自らの知識・技術・価値観を高めるよう努力します。
- 10) 生命及び身体を保護するため緊急やむを得ぬ場合を除いて、ご利用者等の身体を拘束したり、行動を制限する行為は行いません。
- 11) 高齢者虐待防止法を遵守し、身体的・心理的・性的・経済的・養護を著しく怠る虐待に当たることを絶対にいたしません。
- 12) ご利用者の生活の様子をご家族と共有し、ご家族と共にご利用者の生活支援をいたします。

2) 職員の資質向上

1) ご利用者が安全・快適に施設サービスを受けられるよう、提供する介護サービスの適正化のため、次のとおり対策を検討する委員会を開催いたします。

- ①感染症及び食中毒の発生・まん延の防止に関すること（2ヶ月に1回開催）
- ②事故発生・再発防止に関すること（毎月開催）
- ③身体拘束廃止への取組に関すること（毎月開催）
- ④虐待の防止に関すること（毎月開催）
- ⑤じょくそうの発生予防に関すること（毎月開催）

2) 施設サービスの資質向上のため、職員研修に取り組みます。

- ①採用時研修：採用後1ヶ月以内
- ②継続研修：年2回以上

3) 福祉サービス維持向上のため「福祉サービス第三者評価」を次のとおり受審しました。結果はとちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(<http://www.tfhs.jp/index.html>)ホームページで内容をご確認ください。

- ①第三者評価機関名：一般社団法人 栃木県社会福祉士会
- ②受審年月日：平成30年9月30日

3) 衛生管理

ご利用者の使用する施設設備、食器、その他の設備又は飲用水について衛生的に管理し、衛生上必要な措置を講じます。

また、衛生管理者を配置し、常に清潔な住環境を整えます。なお、職員も心身ともに健康で常に適切なサービスを提供できる環境づくりをします。

4) 秘密保持

事業者及び職員は、「済生会高齢者ケアセンター個人情報保護基本方針」及び「済生会高齢者ケアセンター個人情報保護の利用目的」を遵守し、サービスに従事します。このことは、職員としての契約終了後も継続します。

個人情報を用いる場合は、ご利用者又は代理人に事前に文書での同意を得てから行います。なお、契約書第11条4のサービスの提供記録の閲覧を希望する場合には、請求に応じて閲覧していただき、複写物の交付もできます。

7 サービス内容

事業所の運営理念を職員一人ひとりが理解し、4日以上利用される場合は、当事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の内容に沿って、ご利用者とご家族のニーズに基づいた短期入所生活介護計画を作成して、サービスを提供させていただきます。

<p>食事</p>	<p>【食事時間】朝食 7時 30分 昼食 12時 00分 夕食 18時 00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が献立を作成し、栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。 ・食事は自立支援のためできるだけ食堂に出て食べられるよう配慮します。 ・ご希望があれば自室での食事も可能です。 ・食事時間はあくまでも目安の時間です。ご利用者のペースに合わせてご希望の時間に提供させていただきます。
<p>入浴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・寝たきりの方も特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。 ・入浴前の体温測定の結果や身体の状態によっては入浴を中止し清拭させていただくことがあります。
<p>排泄</p>	<p>ご利用者の身体状況等に応じた排泄介助を行い、排泄の自立を支援いたします。排泄に必要なオムツ等の物品は事業所でご用意いたします。</p>
<p>機能訓練</p>	<p>ご利用者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な機能の回復又はその減退防止、残存機能維持向上のための個別及び集団リハビリテーションを実施し自立を支援します。</p>
<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅での生活が円滑に送れるよう疾病の早期発見と予防に努めます。又、ご利用中の健康管理が円滑にできるよう、次の協力をお願いいたします。 <ol style="list-style-type: none"> ①利用当日又は前日の状態を必ず連絡票にご記入ください。 ②ご利用者の利用当日の体温をお知らせください。 ③服薬がある場合は利用日数分を必ずお持ちください。 ご利用のたびに「処方薬の説明書」「お薬手帳」をお持ちください。 ※ご利用者が主治医以外に診療を受けることになった場合に必要です。 (「お薬手帳」には服薬上の注意事項が書かれている場合があります。) ④主治医から注意や指示事項がありましたら、必ずお申し出ください。 ⑤かかりつけ医の夜間又は休診日の対応について確認してください。 ●病院受診が必要と思われる場合 <ol style="list-style-type: none"> ①ご家族に状況を説明し相談の上、ご家族に受診をお願いします。 ②必要に応じて主治医に連絡をとっていただきます。 ③ご家族の対応困難な場合には、とちの木荘職員が連絡をいたします。 ●緊急時の場合 <ol style="list-style-type: none"> ①かかりつけ医が救急対応できる場合は、かかりつけ医に救急搬送します。 ②かかりつけ医が救急対応できない場合は、栃木県救急救命センター（済生会宇都宮病院）に救急搬送しますが、受入が困難な場合は救急隊に搬送先を一任します。 ※緊急時ですのでご家族は直ちに病院に向かってください。
<p>相談援助</p>	<p>環境が変わっても安心して施設で過ごすことができるよう、ご本人及びご家族の話しを十分に伺い、個々の意思を尊重した援助をします。</p>
<p>社会生活上の便宜</p>	<p>趣味を活かした豊かな生活を自らが送るために、レクリエーションや教養娯楽活動を行います。</p>
<p>営業(送迎)実施区域</p>	<p>通常の送迎の実施区域は、宇都宮市とします。 *通常の実施区域を超えて行う送迎については、片道 1km あたり 20 円をご負担いただきます。</p>

8 サービス利用料金

1) 基本部分①併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I)

要介護度区分	介護報酬単位	自己負担額 (介護報酬単位×1.033)
要介護1	704 単位/日	727 円/日
要介護2	772 単位/日	797 円/日
要介護3	847 単位/日	874 円/日
要介護4	918 単位/日	948 円/日
要介護5	987 単位/日	1,019 円/日

②併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (I)

要介護度区分	介護報酬単位	自己負担額 (介護報酬単位×1.033)
要支援1	529 単位/日	546 円/日
要支援2	656 単位/日	677 円/日

2) 加算部分

区分	介護報酬単位	加算内容
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上 介護職員の総数のうち10年以上の介護福祉士の割合が35%以上 質の向上に資する取り組みを実施している場合
看護体制加算 (I)	4 単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合 ※併設施設とは別に配置
看護体制加算 (II)	8 単位/日	常勤換算で看護師を基準配置よりも1名多く配置し、看護職員により24時間連絡体制(オンコール体制)を確保している場合 ※併設施設とは別に配置
送迎加算	184 単位/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合
夜勤職員配置加算 (II) ※要介護者のみ	18 単位/日	夜間時間帯(午後10時～翌日午前5時)を含む連続16時間の勤務者が基準(短期入所を含む定員108名で5名)よりも1名多く配置している場合
療養食加算	8 単位/回(食)	医師の指示箋に基づき療養食を提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	受け入れた若年性認知症入所者毎に担当者を決め、ご本人の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本単位+加算) ×14.0%	介護職員の雇用と人材確保を目的に、基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月の総単位数に、加算率を乗じた単位数をご負担いただきます

3) 介護保険給付外

負担区分	階層区分	負担額	備 考
食費	第1段階	300円	(第1段階) ①本人、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税の老齢基礎年金受給者か生活保護受給者
	第2段階	600円	(第2段階)
	第3段階①	1,000円	①本人、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税であって年金収入金額と合計所得金額が80万円以下の方
	第3段階②	1,300円	②かつ、預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方
	第4段階	1,445円	(第3段階①) ①世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
滞在費	第1段階	880円	②かつ、預貯金が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方
	第2段階	880円	(第3段階②)
	第3段階①	1,370円	①世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入と合計所得金額が120万円超の方
	第3段階②	1,370円	②かつ、預貯金が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方
	第4段階	2,200円	(第4段階) ①上記以外の方 ②世帯に課税者がいる方 ③市町村民税本人課税者

※「負担限度額認定証」をお持ちの方は、ご利用前に事業所に提示してください。

※食事をキャンセルする場合は、キャンセルする当日の2日前の午前9時までに施設にご連絡ください。

ご連絡のない場合は費用負担いただきます。

4) その他の日常生活費

項目	負担額	内容
クラブ活動費	趣味活動 150円/回	ご利用者の希望により参加した活動の材料費等
複写代	10円/枚	書類等のコピー費用
嗜好品代	実費	個人の希望により提供する菓子や新聞雑誌等の代金
旅行等費用	実費	希望者を募って実施する旅行や外出等の費用
理美容代	実費	来荘する理美容業者により料金が異なります
日常生活上必要となる費用	実費	歯ブラシやティッシュペーパー、石鹸、シャンプー等の日常生活用品で、ご利用者個人の日常生活に要して使用されるもの

9 支払いの方法

1) 請求書の送付

当月の利用料金は、翌月15日までに請求書を送付いたします。

【請求の主な内容】「介護報酬利用者自己負担額」「医療費」「日常生活費」等

2) 支払い

次のいずれかの方法でお支払いできますが、できるだけ自動引き落としにご協力ください。

1) 口座自動引き落とし

ご本人又はご家族名義の次の金融機関から自動引き落としができます。

・ゆうちょ銀行	： 翌月25日。処理不能時は翌々月5日に引き落とし
・足利銀行	： 翌月25日に引き落とし
・その他の金融機関	： 翌月26日に引き落とし

2) 口座振り込み

とちの木荘の口座に翌月25日までに振込みください。

3) 現金支払い

退所時にご利用期間分の合計額を現金でお支払いください。

3) 領収書の発行

お支払いを確認した後に「領収証」を発行いたします。
※確定申告、高額介護サービス費の支給、医療費控除を受ける際には領収証が必要です。

10 料金の減免

料金減免の取り扱い窓口は市町村役場になりますので、市町村担当窓口にご直接お問い合わせいただくか、施設でも申請のための支援をいたしますので生活相談員にご相談ください。

1) 標準負担額の減額措置

居住費と食費については、既に8-3)で示すように所得等に応じた階層区分による「負担軽減措置」がとられています。負担限度額の認定を受けている方は、認定証に記載されている額を負担いただけます。

2) 社会福祉法人による利用者負担の軽減

低所得者で生活が困難な方に介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、法人の社会的役割として利用者負担を軽減するものです。

11 利用の手続き等

1) 利用手続き

①利用申し込み

↓ *担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員にご相談ください。

②重要事項説明

↓ *利用希望者及びご家族に対して面接をいたします。
*当事業所のサービスについて重要事項説明書をもとに説明します。
*利用希望者の現在の健康状態や生活の様子、生活に対する希望などお聞きします。

③本契約

↓ *事業所のサービス内容、契約の内容についてご説明します。
*ご本人又はその代理人の方と契約をとりかわします。
*ご本人の意思が確認できない場合、成年後見制度を利用して契約が可能です。

④サービス開始

*4日以上利用の場合、短期入所生活介護計画書に基づきサービスを提供いたします。

2) 利用者からの利用の中止変更等

- ①利用前に、サービス利用を中止・変更する場合は、**利用前日までに**事業所にご連絡ください。やむを得ず当日中止・変更される場合はできるだけ早くご連絡ください。
- ②利用変更の申し出があっても、事業所の利用状況等により希望する期間にサービスの提供ができない場合がありますので予めご了承ください。
- ③利用者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただけます。また、利用中の生活状況報告など、退所時の援助をさせていただきます。

3) 事業所からの解除

当事業所は、次の場合には利用を途中で解除することができますのでご留意ください。ただし、事業所の一方的な対応とならないよう、ご利用者ご家族に十分な説明をいたします。

- ①ご利用者の病状や心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供ができないと判断された場合、予め提示を頂いている緊急連絡先にご連絡いたしますので、ご利用者をお迎えに来ていただきます。
- ②ご利用者が当事業所や職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程の背信行為又は社会的行為を行った場合。
- ③インフルエンザやノロウィルス等の感染症の疑いや、診断を受けた場合。
- ④天災や施設設備の故障等により、当事業所が甚大な被害を受けサービス提供が困難な場合。

1 2 施設利用に当たっての留意事項

当施設をご利用いただくにあたって、他のご利用者との共同生活が快適かつ安全に過ごすことができるよう次の事項をお守り下さい。

1) 所持品の持ち込み

- ①紛失のトラブルを避けるためにも、持ち物には必ず記名をお願いします。
- ②持参された衣類は事業所で洗濯いたしますが、色落ちや縮みの心配のあるものはお避けください。

2) 面会

- ①防犯上からも午前9時から午後5時の間の面会にご協力ください。
- ②面会の際には、玄関先で、手指消毒、体温測定、面会票へのご記入をお願いいたします。
- ③面会時における感染症予防対策を実施しておりますので、ご協力ください。
- ④「LINE」アプリを利用したオンライン面会もご利用いただけます。
- ⑤飲食物の差し入れは、必ず職員にお申し出ください。
- ⑥職員に対するお心付けは、一切お受けしないことになっております。

3) 禁止行為

- ①施設内禁煙ですが、施設外の喫煙スペースのみで喫煙ができます。ただし、タバコとライターは防火管理上、施設でお預かりさせていただく場合があります。
- ②他のご入居者又は従事者等に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ③石油ストーブ等、火気類の持ち込みはできません。
- ④飲酒は、ご本人の健康や他の入居者等に影響や迷惑がかからない限りにおいて可能です。
- ⑤動物等のペットの持ち込みはお断りいたします。

4) 貴重品管理

- ①鍵のできるチェストを用意いたしますので、自己責任で管理してください。

5) 設備等利用

- ①施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更したときはご契約者の自己負担により原状に復するか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ②ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生上の必要があると認められる場合には、職員等がご本人の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

1 3 緊急時の対応及び事故発生時の対応

(緊急時の対応)

ご利用者の容体が急変した場合は、速やかに主治医又は予め指示のあった医療機関に連絡をとるなど、必要な措置を講じるほか、

- ①かかりつけ医が救急対応できる場合は、かかりつけ医に救急搬送します。
- ②かかりつけ医が救急対応できない場合は、栃木県救急救命センター（済生会宇都宮病院）に救急搬送しますが、受入が困難な場合は救急隊に搬送先を一任します。
- ③ご家族には別紙「緊急時連絡先」に速やかに連絡しますので、家族は直ちに病院に向かってください。

(事故発生時の対応)

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 非常災害対策

	設備名	設備名
1) 非常防火設備	スプリンクラー	非常通報装置
	自動火災報知器	防火扉
	誘導灯	非常用電源
	屋内消火栓	非常口
	漏電火災報知器	防火カーテン
	自家発電	
2) 防災訓練	*毎月定期的に消火訓練、避難訓練を実施しています。 *年1回、消防署立会いのもと消防避難訓練を実施しています。	
3) 災害時対応	*緊急連絡表による職員の連携及び出動態勢を確保しています。 *対応マニュアルにより周知を図っています。	
4) 防火管理者	介護一課 大槻 克典	

15 サービスに関する相談及び苦情受付の窓口

ご利用になられる方の様々な要望ならびに苦情・相談をお伺いできるように、次の窓口を設けていますので、お気軽にお申し出ください。お伺いした内容の状況確認、適切な記録、職員間の協議、お申し出者との話し合いを通じ、迅速かつ丁寧に、適正な解決に努めますとともに、改善の報告をさせていただきます。

なお、苦情のお申し出につきましては、今後のサービスの質と信頼性の向上のために、個人情報に関するものを除き、内容を広報「とちの木荘だより」に掲載し、公表いたします。

相談窓口

【1 特別養護老人ホーム「直接のお申し出」】

下記担当者にお申し出ください。なお、不在の場合はお近くの職員にお申し出ください。お申し出は電話やファクス、メールでも受け付けております。

苦情受付担当者：介護一課長 大槻 克典

苦情解決責任者：施設長 植田 稔

〔電話〕028-665-3276

〔FAX〕028-665-3277

〔E-mail〕carecenter@tochisaikou.com

【2 特別養護老人ホーム「ご意見箱」】

直接お申し出になれない場合は、事務所に設置している「ご意見箱」をご利用ください。ご意見の有無を、職員が毎日確認しております。

【3 栃木県済生会高齢者ケアセンター】

特別養護老人ホームを含む同敷地内の事業所全体を統括する、「ケアセンター」としても受け付けており、下記の職員が対応させていただきます。

苦情受付担当者：総務課長 鈴木 光江

苦情解決責任者：所長 福田 貢

【4 第三者委員】

栃木県済生会では、済生会宇都宮病院、高齢者ケアセンターをはじめ、栃木県済生会が運営する事業所の苦情解決のための第三者委員を委嘱していますので、相談したい場合には、直接下記の委員にご連絡ください。

〔第三者委員〕◇小菅 拓郎氏 宇都宮市東宿郷 3-1-9 あかねビル 9階

小菅・島園法律事務所

電話：028-614-3688

◇入野 好市氏 栃木市平柳町 1-31-4

電話：090-2488-4265

◇添野 明美氏 真岡市中 267-12

電話：090-4528-7533

【5 行政機関窓口】

介護保険全般の相談に対応しておりますので、行政機関にご相談したい場合にご利用ください。

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課介護サービスグループ

電話：028-632-2906

【6 国民健康保険団体連合会】

介護保険上の苦情処理機関ですので、第三者機関としてご利用ください。

介護福祉課 苦情相談窓口

電話：028-643-2220

【7 栃木県社会福祉協議会】

福祉サービス利用者の利益を保護することを目的に設置された第三者機関としてご利用ください。

福祉サービス事業者の相談窓口

〔栃木県運営適正化委員会〕

電話：028-622-2941

済生会の創立とあゆみ

済生会は明治44年5月30日、明治天皇の済生勅語によって創立されて以来、幾多の曲折を経ながらも、「済生」の心を受け継ぎ、保健・医療・福祉の充実・発展をめざし、数多くの事業を行っています。

令和3年5月30日に創立110周年を迎え、令和4年2月27日には、秋篠宮皇嗣殿下ご臨席の下、記念式典を挙げることができました。

現在、社会福祉法人恩賜財団済生会として、秋篠宮皇嗣殿下を総裁にいただき、潮谷義子会長、炭谷茂理事長の下、東京に本部、40都道府県に支部を置いて活動しています。炭谷茂理事長は「誰一人取り残さない地域社会を実現するため、あらたな事業の展開を視野に住民の健康と暮らしをどこまでも守っていく。」と式辞を述べました。社会福祉法人として、また公的医療機関として、その機能を充実させ、さらに発展させるべく、病院、介護老人保健施設、老人・児童福祉施設、訪問看護ステーションなど、400余の施設で約6万4千人の職員が保健・医療・福祉活動に取り組んでいます（令和4年4月1日現在）。入院・外来患者数は年間延べ1,705万人、入所・通所などの施設利用者は年間延べ270万人に達しています（平成26年度実績）。

これからは、少子高齢化がますます進むとともに、政治・経済・社会の変化はめまぐるしく、保健・医療・福祉のあり方も厳しい転換期にさしかかっています。

私たちは済生会人として、110年の歴史と伝統の中で培った「済生」の心をしっかりと受け止め、地域の人々の命を支え、健やかな体を育むことができるよう、創立110周年を期に、これからも済生会人として施薬救療の精神を忘れずに地域の医療・介護・福祉・保健の発展に寄与し、国民の幸せのために力の限り務めを果たしていこうと、日々決意を新たに精進しています。



栃木県済生会が運営する事業	施設数
病院	1
看護師養成施設	1
乳児院	1
訪問看護ステーション	1
介護老人福祉施設（短期入所生活介護併設）	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
認知症対応型共同生活介護事業所	1
通所介護事業所	1
居宅介護支援事業所	2
保育園	2

全国済生会が運営する事業	施設数
病院	83
診療所	20
介護老人保健施設	28
老人福祉施設	118
児童福祉施設	25
障害者福祉施設	9
救護施設	1
地域生活定着支援センター	5
看護師養成施設	7
訪問看護ステーション	66
地域包括支援センター	31
介護医療院	3
その他	9

(令和6年4月1日現在)

緊急時の連絡先

サービス利用中の、私に関する連絡先を下記のとおり決めましたので、よろしくお願ひします。

利用者氏名：

令和 年 月 日現在

連絡先①	ふりがな 氏名	続柄
	住所	
	電話 ()	携帯 ()
連絡先②	ふりがな 氏名	続柄
	住所	
	電話 ()	携帯 ()
連絡先③	ふりがな 氏名	続柄
	住所	
	電話 ()	携帯 ()
連絡先④	ふりがな 氏名	続柄
	住所	
	電話 ()	携帯 ()
連絡先⑤	ふりがな 氏名	続柄
	住所	
	電話 ()	携帯 ()

特別養護老人ホームとちの木荘におけるユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護の利用にあたり、施設サービスの内容について本書面に基づき重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

《事業者》 住 所 宇都宮市徳次郎町 2479-1
施設名 社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会支部
栃木県済生会高齢者ケアセンター
(特別養護老人ホームとちの木荘)
所 長 福 田 貢 ㊟
説明者 ㊟

私は、本書面により事業者からユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの開始に同意します。

令和 年 月 日

《利用者》 住 所
氏 名 ㊟
(代筆者 ㊟ 利用者との関係：)

《代理人》 住 所
氏 名
(利用者との関係：)